建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準

<table>
<tr><td>物的要件</td><td colspan="4">・揚水ポンプ
・高圧洗浄機◦
・残水処理機
・換気ファン
・防水型照明器具
・色度計、濁度計及び残留塩素測定器
　　飲料水貯水槽清掃に専用のものであること（その旨の表示をすること）
・上記の機械器具等を適切に保管することのできる専用の保管庫◦

※ ｏ は、主要な機械器具（変更時に届出が必要）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">人的要件</td><td rowspan="2">監督者等</td><td>名称</td><td>資格の種類</td><td>提出する書類</td></tr>
<tr><td>貯水槽清掃作業監督者</td><td>貯水槽清掃作業監督者（再）講習会修了者</td><td>貯水槽清掃作業監督者（再）講習会修了証書の写し</td></tr>
<tr><td></td><td>建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者</td><td>建築物環境衛生管理技術者免状の写し</td></tr>
<tr><td>従事者研修</td><td colspan="3">ア　貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

イ　登録を受けようとする者又は法 12 条の６第２項の指定団体が実施主体となって定期的に行われるものであること。

ウ　研修内容が、
「貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法」
「貯水槽の清掃作業の安全及び衛生」
に関するものであること。

エ　研修の指導にあたる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

オ　研修時間が年７時間以上であること。</td></tr>
</table>

その他の要件	一　受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。 二　貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。 三　貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて二回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。 四　貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。 残留塩素の含有率 ／ 遊離残留塩素の場合は0.2ppm以上。結合残留塩素の場合は1.5ppm以上。 色度 ／ ５度以下であること。 濁度 ／ ２度以下であること。 臭気 ／ 異常でないこと。 味 ／ 異常でないこと。 五　貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 六　貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「建築物維持管理権原者」という。)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 七　建築物維持管理権原者又は法第６条に規定する建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

留意事項	ア　機械器具等には、「飲料水貯水槽清掃専用」等、専用の表示をすること。 イ　機械器具の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。また、貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等についても、これに準じて適切に保管すること。 ① 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 ② 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 ③ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。 ④ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ⑤ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。 ウ　原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めること。 ① イの①から③までに掲げる要件を満たしていること。 ② 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。 ③ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。 ④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。